(c)　被請求国の当局は、必要な場合には通訳の援助を受けて、聴取の間立ち会い、及び当該聴取を観察する。被請求国の当局が当該聴取の間に自国の法の基本原則が侵害されていると認める場合には、当該当局は、聴取が当該基本原則に従って継続することを確保するため必要な措置を直ちにとる。

(d)　被請求国は、必要に応じ、請求国又は聴取される者の要請により、当該者が通訳の援助を受けることを確保する。

(e)　聴取される者は、請求国又は被請求国のいずれかの法令の下で当該者に与えられる証言を行わない権利を主張することができる。また、請求国及び被請求国の当局の間で合意される当該者の保護のために必要なその他の措置がとられる。

第十七条　物件の取得

1　被請求国は、物件を取得する。被請求国は、そのための強制措置（捜索又は差押えを含む。）が必要であり、かつ、被請求国の法令に基づいて当該強制措置をとることを正当化する情報を請求国が被請求国に対し提供する場合には、当該強制措置をとる。

2　被請求国は、物件の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

第十八条　銀行口座

1　被請求国は、捜査の対象となる自然人又は法人が共助の請求に示された一又は二以上の銀行口座を保有し又は支配しているか否かについて確認する。

2　被請求国は、特定の口座に関する特定の記録、文書又は報告、共助の請求に示された又は1の規定に従って特定された口座を通じて特定の期間において遂行された銀行の業務の記録及び送金者又は受領者の口座に関する特定の記録、文書又は報告を提供する。

3　この条に規定する義務については、口座を管理する銀行が保有する情報にのみ適用する。

4　被請求国は、物件の取得のために請求された共助に関して自国が適用する条件により、1及び2に規定する共助を実施することができる。

第十九条　人、物件又は場所の見分

1　被請求国は、人、物件又は場所の見分を行う。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、被請求国の法令に基づいて当該強制措置をとることを正当化する情報を請求国が被請求国に対し提供する場合には、当該強制措置をとる。

2　被請求国は、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

第二十条　人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第二十一条　被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供

1　被請求国は、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であって公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

2　被請求国は、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件（犯罪記録を含む。）であって公衆が入手できないものについては、捜査又は訴追について権限を有する自国の当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供するよう最善の努力を払う。

第二十二条　文書の送達及び招請の伝達

1　被請求国は、自国に所在する者に対し、文書の送達（召喚状その他請求国の権限のある当局への当該者の出頭を求める文書の送達を含む。）を実施する。被請求国は、自国に所在する者に対し、請求国の権限のある当局への出頭が招請されていることを伝達する。

2　共助の請求が請求国の権限のある当局への出頭を求める文書の送達に係るものである場合には、当該共助の請求は、出頭期日の少なくとも五十日前までに被請求国の中央当局によって受領されるものとする。被請求国は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。

3　1の規定に従って送達され又は送付される文書が作成され又は翻訳された言語を名あて人が理解しないことを請求国が認識している場合には、請求国は、当該文書を当該名あて人が理解する言語に翻訳するよう努め、又は少なくとも当該文書の重要な部分を当該言語に翻訳する。

4　1の規定に従って送達される文書には、当該文書に関して名あて人が自己の重要な権利及び義務についての情報を当該文書を発出した権限のある当局又は請求国のその他の当局から得ることができる旨の説明を含める。ただし、当該権利及び義務がある場合に限る。

5　被請求国は、第十条6の規定に従って文書の送達の結果を通報するに当たり、送達を受けた者が日付を付し、かつ、署名した受領証により、又は送達が実施されたこと並びに送達が実施された日付、場所及び方法についての被請求国の説明により、当該送達が実施されたことを証明する。被請求国は、請求国の要請がある場合であって可能なときは、1の規定に従って請求国の権限のある当局への出頭が招請され、又は求められている者の回答につき請求国に速やかに通報する。

6　1の規定に従って請求国の権限のある当局への出頭が招請され、又は求められている者であって当該当局に出頭しないものは、共助の請求又は送達され若しくは送付される文書における記述のいかんを問わず、その出頭しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第二十三条　保護措置

1　前条1の規定に従って請求国の権限のある当局への出頭が招請され、又は求められている者は、

(a)　被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国において拘禁されず、また、身体の自由についての制限の対象とはならない。

(b)　共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）においても、証拠を提出することを強制されず、また、協力することを強制されない。

2　1に規定する保護措置が与えられない場合には、請求国は、該当する者がその旨を伝達され、かつ、請求国の権限のある当局に出頭するか否かにつき決定を行うことができるようにするため、共助の請求又は送達される文書にその旨を明記する。

3　1に規定する保護措置は、次のいずれかの時に終了する。

(a)　該当する者の出頭が請求国の権限のある当局により要求されなくなった日又は該当する者が出頭期日に請求国の権限のある当局に出頭しなかった日から連続した十五日の期間、該当する者が請求国を離れる機会を有していたにもかかわらず、任意に請求国にとどまった場合にあっては、当該十五日の期間が経過した時

(b)　該当する者が請求国から離れた後、任意に請求国に戻った場合にあっては、その戻った時

4　1に規定する保護措置が3(a)及び(b)の規定に従って終了したことを請求国が認識している場合であって、その終了に係る情報が被請求国によって求められており、かつ、請求国によって必要なものであると認識されているときは、請求国は、被請求国にその旨を遅滞なく通報する。

第二十四条　拘禁されている者の一時的な移送

1　証言の取得その他の立証の目的のため、被請求国において拘禁されている者の身柄が請求国にあることが必要とされる場合には、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を請求国へ一時的に移す。ただし、被請求国の法令において認められる場合であって、当該者が同意し、かつ、請求国及び被請求国が合意したときに限る。

2　請求国は、被請求国が1の規定に従って身柄を移された者を拘禁しないことについての承認を移える場合を除くほか、当該者を拘禁する。

3　請求国は、請求国と被請求国との間の事前の又は別段の合意に従い、該当する者を被請求国に直ちに送還する。

4　請求国によって該当する者が拘禁された期間は、被請求国における当該者の刑期に算入する。

5　この条の規定に従って請求国に身柄を移された者は、被請求国に送還されるまでの間、請求国において、前条1に規定する保護措置を享受する。ただし、当該者が、共助の請求に示された特定の手続以外の捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）において、証拠を提出すること又は協力することに同意し、かつ、請求国及び被請求国がそのような同意があることについて合意する場合は、この限りでない。

6　この条に規定する身柄の移送に同意しない者は、共助の請求における記述のいかんを問わず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第二十五条　収益又は道具の凍結及び没収

1　被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、収益又は道具の凍結及び没収並びにこれらに関連する手続について共助を実施する。

2　1に規定する没収に係る共助の請求には、没収を命令する裁判所その他の司法当局による決定を添付する。